

保育園、認定こども園、地域型保育施設に
お子さまが通う保護者の皆さま

長岡市子ども未来部長 水島 幸枝

緊急事態宣言の解除後における
家庭での保育の協力等について（お知らせ）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、政府から発令された緊急事態宣言が令和2年5月14日付けで一部地域を除いて解除されたことを受け、厚生労働省から示された対応に準じ、長岡市の対応方針を次のとおり決定しました。

これまで通り感染の予防に十分留意した上で、通常の園運営を行います。ただし、解除後においても、基本的な感染防止策の徹底を継続し、子どもたちへの感染リスクをできるだけ下げる必要があることから、引き続き、家庭保育が可能な保護者については、可能な範囲でご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 家庭での保育の協力をお願いする期間（変更なし）
令和2年5月31日（日曜日）まで
- 2 家庭での保育により登園しなかった場合の保育料の減額について（3号認定の方）
家庭での保育によりお休みした日数分の保育料は、5月31日までの間、日割り計算により減額となります。
- 3 その他
これまで通り、お子さまの毎日の体温測定等による健康状態の把握に努め、体調不良が見られる際には、登園を控えてくださいますようお願いいたします。
低年齢児は体温が変動しやすいため、発熱の判断をする際には、平熱からおおむね1℃の上昇を目安としてください。

担当：長岡市教育委員会
子ども未来部保育課
電話：(0258) 39 - 2219